長野県からのお知らせです

2018. 7. 11

諏訪保健所管内の事業者が出荷した「セロリ」から基準を超える農薬メトラクロールが検出されたことから出荷者に対して当該食品の回収を命じました

諏訪保健所管内の事業者が出荷した「セロリ」を環境保全研究所で検査したところ、基準を超える農薬メトラクロールが検出されたため、本日、諏訪保健所は出荷者に対して食品衛生法違反として当該食品の回収を命じました。

【違反食品の概要】

- ○ 名　　称　　セロリ
- ○ 包装形態等　　ダンボール箱詰め
- ○ 対　　象　　平成30年７月２日（月）、４日（水）、５日（木）に出荷されたもの

【検査結果等】

- ○ 収去年月日　　平成30年７月２日（月）
- ○ 違反確定年月日　　平成30年７月10日（火）
- ○ 検査結果　　メトラクロール0.09ppm検出（基準値：一律基準0.01ppm）
- ○ 検査機関　　環境保全研究所

【違反内容】

食品衛生法第11条第３項違反

【措置内容】

食品衛生法第54条第１項の規定による回収命令

今回の命令の詳細については下記のアドレスをご覧ください。

http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/happyou/kaisyu180711.html

【参考】

メトラクロールとは

クロロアセトアミド系の除草剤で、とうもろこし、かんしょ及びえだまめ等に使用が認められています。

今回の検出量は、体重50kgの人が、この「セロリ」を毎日約54kgずつ一生涯食べ続けても健康に影響することはない量です。

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子ﾒｰﾙ shokusei@pref.nagano.lg.jp

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口